

令和 6 年 6 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和 6 年 6 月 18 日 10 時開議

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 2 号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 （一 括）
第 4	報告第 3 号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	
第 5	報告第 6 号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 6	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））	報 告 即 決
第 7	議案第 4 3 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）	総務文教付託
第 8	報告第 4 号	継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）	報 告 （一 括）
第 9	報告第 5 号	予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）	
第 10	報告第 7 号	専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））	
第 11	報告第 8 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））	報 告
第 12	報告第 9 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））	報 告 （一 括）
第 13	議案第 3 7 号	大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について	
第 14	議案第 3 8 号	大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について	
第 15	議案第 3 9 号	財産の取得について（高規格救急自動車（車両））	総務文教付託
第 16	議案第 4 0 号	財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））	総務文教付託
第 17	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決 （一 括）
第 18	議案第 4 1 号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
第 19	議案第 4 2 号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の	生活環境付託

一部変更について

第 2 0 令和 6 年請願第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択につ
いての請願

総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 2 号から日程第 7 議案第 4 3 号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第 8 報告第 4 号から日程第 9 報告第 5 号（報告）
- 日程第 1 0 報告第 7 号から日程第 1 6 議案第 4 0 号（報告・説明・付託）
- 日程第 1 7 認 第 1 号から日程第 1 9 議案第 4 2 号（説明・表決・付託）
- 日程第 2 0 令和 6 年請願第 1 号（付託）

○出席議員（14人）

2 番	中 野 友 博	3 番	豊 川 和 也
4 番	山 代 英 資	5 番	岡 和 明
6 番	小 出 哲 義	7 番	末 広 天 佑
8 番	藤 川 和 弘	9 番	中 川 智 之
1 0 番	小田上 尚 典	1 1 番	西 村 一 啓
1 2 番	山 崎 年 一	1 3 番	日 城 究
1 4 番	細 川 雅 子	1 5 番	寺 岡 公 章

○欠席議員（1人）

1 番 北 地 範 久

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	三 原 尚 美
市 民 生 活 部 長	佐 伯 和 規
健康福祉部長兼福祉事務所長	中 村 一 誠
建 設 部 長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局 長	古 賀 正 則
消 防 長 兼 予 防 課 長	小 田 明 博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿 本 剛
危 機 管 理 課 長	田 中 宏 幸
企 画 財 政 課 長	三 井 佳 和
自 治 振 興 課 長	岡 崎 研 二
参 事 兼 土 木 課 長	中 司 和 彦
都 市 計 画 課 長	廻 本 実
総 務 学 事 課 長	大 井 一 徳

○出席した事務局職員

議	事	係	長	丸	小	真
主	任	主	事	中	村	文 香

1 0 時 0 0 分 開議

○副議長（寺岡公章） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、議長欠席のため、副議長において議事を運営いたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（寺岡公章） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、副議長において、5 番、岡和明議員、6 番、小出哲義議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○副議長（寺岡公章） 日程第 2、一般質問を行います。

6 月 17 日の一般質問を継続いたします。

6 番、小出哲義議員。

〔 6 番 小出哲義議員 登壇〕

○ 6 番（小出哲義） 皆さん、おはようございます。6 番、創成会の小出哲義と申します。よろしくお願いいたします。

安全・安心なまちづくり推進のために、3 月定例会におきましては、私は防災について質問させていただきました。このたびは、防犯について質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

大竹市として、これまでにさまざまな防犯対策をされてきていますが、それが現在どのような成果を上げてきているのか、具体的な事例があればお聞かせいただきたいと思います。

広島県の公式ホームページ内の地域活動支援サイトに、大竹市の防犯対策の概要が掲載されております。広島県が市町の防犯活動を 3 つのテーマごとにまとめたものですが、大竹市におきましては、1 つ目のテーマ、意識づくりとして、教育機関や各児童・生徒、保護者への防犯・防災メール配信、事故の発生状況などを掲載した市広報紙の配布、防災無線による広報を活用して、一人一人の防犯抵抗力を育む対策が記載されております。

2 つ目のテーマ、地域づくりとして、先ほどのメール配信に加えて、市内の企業や事業所、各ボランティア団体の協力による見守り活動、迷惑電話防止機能つき電話の購入補助金、青色防犯活動、大竹市防犯連合会及び大竹市暴力監視追放協議会への補助金交付など、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策が記載されております。

3 つ目のテーマ、環境づくりとして、防犯灯、防犯カメラの設置などにより、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策が記載されております。市民の安全を守るため、意識づくり、地域づくり、環境づくりの 3 つの観点から、さまざまな対策をもって防犯に尽力されていることを、大変心強く感じます。

防犯活動にとって、まず、守るべき対象は、子供たちであると思います。社会の中では

弱者である子供たちを、いかに犯罪から守っていくのか。防犯活動の一丁目一番地であるからこそ、各ボランティア団体は、登下校時の見守り活動を主要な活動方針にしております。

今もなお鮮明に記憶に残る出来事として、2001年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校事件が思い返されます。出刃包丁を持った不審者が校舎に侵入し、次々と児童らを襲い、小学1、2年生の児童が8人死亡し、児童13人と教員2人が重軽傷を負うという、痛ましい事件でした。この事件をきっかけに、文部科学省の危機管理マニュアルや防犯装置設備の方針が決まり、各自治体も、防犯対策に真剣に取り組んできたことと察します。

私自身、この当時まだ小学校に通っていない子供がおりましたので、保育所、そして、小学校と成長していく過程で、頻繁に入る防犯メールや保護者による集団下校の見守り活動など、大竹市各教育機関、ボランティア組織、そして、保護者たちが一丸となって、弱者である子供たちを守ろうという強い意気込みを感じておりました。

痛ましい事件から23年のときを経て、かつては盛り上がりを見せた防犯意識も少し薄まる中、現在、依然として不安要素はたくさんあり、まだ十分に整っているとは言えない状況でありながらも、緊迫感を持った防犯対策の推進がされていないという市民の不満の声もよく耳にするとところであります。

これらのことを踏まえながら、まず、お伺いしたいのは、学校現場において、子供たちの安全を守るため、いかなる対策がされているのかお聞かせ願いたいと思います。家庭に対する指導や、不審者が登下校時に児童に接触しようとした場合、不審者が教育施設に侵入しようとした場合、侵入した不審者が凶器を持って児童に危害を加えようとした場合、危機管理マニュアルに従いながら、いつ、いかなるときも万全な体制が取れるよう、普段の打ち合わせや、防犯訓練が十分されているかをお伺いしたいと思います。

あわせて、教育施設にはどの程度防犯カメラを設置しているかについても教えていただきたいと思います。

次に、大竹市全体の防犯対策についてお伺いいたします。

さきに御紹介いたしましたように、本市では防犯対策の方針を3つにまとめていらっしゃいます。一人一人の犯罪抵抗力を育む対策、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策、これら防犯対策の充足度についての御見解と今後の計画を、本市の犯罪の状況や傾向と防犯対策の効果の現状を、具体的な事例があればお聞きしたいと思います。

以上で、壇上では、大竹市の防犯対策の大枠を質問させていただきます。以降、再質問からは、具体的な対策として、主に防犯カメラ等についてのお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 防犯の監視カメラの取り組みは、プライバシーの問題が最近非常に脚光を浴び、慎重に取り組む必要があるというふうに感じております。御質問ありがとうございます。

それでは、小出議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の学校現場における防犯対策につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

2 点目の大竹市の防犯対策についてでございます。

まず、大竹市の防犯対策の充足度についての見解と今後の計画についてです。

議員御指摘のとおり、広島県ホームページの安心・安全なまちづくり、「ひろしま」地域活動支援サイトに、県が策定した「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プランの柱となる、犯罪被害を防止する3つの力として、一人一人の犯罪抵抗力を育む対策、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の区分に沿って、本市の防犯事業が掲載されています。

本市では、メールや防災無線による不審者、犯罪情報などの早期発信や注意喚起、地域見守り活動などによる子供・女性・高齢者の安全確保、大竹警察署や市防犯連合会などと連携した防犯講習、防犯灯や防犯カメラの設置による犯罪の抑止及び早期解決など、多くの課が関係機関や市民の皆様と連携し、さまざまな防犯事業を実施しており、本市の治安に対する市民の期待に応えることができているものと考えています。

今後の具体的な計画につきましては、第2期大竹市まちづくり基本計画を策定する中で検討していくことになると考えています。

次に、本市の犯罪状況や傾向、防犯対策の現状などについてでございます。

広島県警が公表している犯罪統計書によると、本市の令和5年の刑法犯認知件数は101件となっており、内訳としては、万引きや自転車盗などの窃盗犯罪が56件と半数以上を占め、続いて、器物損壊などが17件、暴行・傷害などの粗暴犯が10件となっており、殺人や強盗などの凶悪犯罪は発生していません。

本市における犯罪の傾向としては、ここ数年、大きな変化はありません。なお、刑法犯認知件数の推移については、コロナ禍による人流抑制の影響で、令和2年以降減少傾向となっています。

具体的には、コロナ禍前の令和元年は147件でしたが、令和2年は90件、令和3年は87件、令和4年は77件と、3年連続で100件を下回りました。新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行した後は、人の流れが活発化したこともあり増加に転じましたが、コロナ禍前の水準を下回っています。

防犯対策の効果についてですが、本市の令和5年の人口1,000人当たりの犯罪件数は、4.0パーミルとなっています。これは県平均の5.2パーミルを下回り、また、第1期大竹市まちづくり基本計画の令和5年度の目標値もクリアするもので、一定の成果が出ていると考えています。

防犯対策それぞれの取り組みがどのような成果につながるか、明確な根拠をもって示すことは難しいのですが、大竹警察署からは、防犯カメラの映像が検挙につながっている事例はあると聞いています。

今後も、市民の皆様が安全・安心なまちを実感していただけますよう、関係団体と連携を図りながら、防犯事業の推進に努めていきたいと考えています。

以上で、小出議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小出議員の学校現場における防犯対策に関する御質問にお答えをいたします。

まず、家庭との連携についてです。

学校に不審者などの情報が届いた場合、必要に応じてメールや文書で、事実に基づいて、どのような危険が想定されるか、できるだけ複数で登下校することなどの留意点などを、速やかに保護者に知らせるようにしております。また、日頃より登下校時の子供たちの安全を守るために、地域のボランティアの方々に見守りをお願いをしております。

そして、子供たちに対しては、「いかのおすし」知らない人にはついて「いか」ない、他人の車には「の」らない、「お」おごえを出す、「す」ぐににげる、何かあったらすぐに「し」らせる、を犯罪被害に遭いそうになったときの対処方法として、継続的に指導をしております。

各校の危機管理マニュアルには、初めの対応、緊急事態発生時の対応、事後の対応等の流れが一見して分かるように、フローチャートで整理するなどの工夫を行っております。この危機管理マニュアルは、定期的に教職員間の打ち合わせで内容を確認したり、修正をしたりしています。

また、不審者が侵入した場合を想定し、教職員が具体的な行動を実際に行い、子供たちを安全に避難させる訓練を行っている学校もございます。具体的な訓練の行動例として、不審者かどうかを見分けるために、受付を通っているか、名札をつけているか、声をかけて用件を尋ねるなどのポイントを確認したり、誰が、どの位置にいる教職員が、どんな役割をしていくかなど、役割分担に従って、ほかの教職員と連絡、協力したりしています。退去を求めるために、言葉遣いや相手の態度に注意しながら丁寧に説得することも、あわせて行っております。さらに警察と連携し、アドバイスや指導を受けることもあります。

最後に、学校施設の防犯カメラの設置状況につきましては、各学校の出入口や、建物の死角になる場所などを撮影できるように、現在、大竹小学校と大竹中学校にはそれぞれ4台、小方学園と玖波小学校にはそれぞれ7台、玖波中学校には2台設置をしております。

これからも学校現場における防犯対策を継続し、子供たちの安全を守ってまいりたいと考えております。

以上で、小出議員の御質問への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁ありがとうございました。市長、教育長の防犯対策への関心の深さ、そして、さらなる施策の意気込みをお聞きし、大変心強く感じました。

教育長におかれましては、学校現場の防犯対策を具体的にお示しいただきまして、ありがとうございます。また、入山市長におかれましては、防犯連合会の会長でもいらっしゃいます。防犯活動の最先端に立っていらっしゃいまして、市民の安全・安心については人一倍の関心をお持ちのことと思います。感謝申し上げます。

ここでの再質問は、的確に具体的に回答を示していただきましたので、ないものとしま

して、次の、個別の防犯対策活動についての質問に入っていきたいと思います。

さまざまな防犯活動がある中で、私がここで特にピックアップしたいものは、防犯カメラの増設です。といいますのも、本市がこれまでにやってきた防犯対策の1つに、地域の見守り活動があります。これには、企業や事業者に加えてボランティア団体の活躍が、多く寄与されています。私もそういったボランティア団体の幾つかに所属しておりますが、現在どの団体も、メンバーの高齢化と若い世代の加入の激減によって、今後の活動の継続が危ぶまれております。

朝のボランティア団体においては、朝の登校時の見守りは、これは継続して今も姿をよく見かけるんですが、下校時を見守る方々の姿がだんだん減少してきているなというふうな印象は受けます。

一方、この空き家は増加傾向でありまして、防犯上の死角となっており、空き家は増える一方であります。マンパワーに陰りが見えてきた状況下で、先ほどの3つのテーマである犯罪に対する強い抵抗力と、抑止力を維持した環境を整備するための事業として、本市においては、防犯街灯と防犯カメラ設置を挙げられていると思います。

この中で防犯街灯につきましては、自治会等で設置する際に、工事費用の2分の1以内を補助する制度もあり、また、本年度、来年度においては、市営街灯のLED化によって街が明るくなると思います。一方、防犯カメラにつきましては、その設置台数や運用計画に、検討すべき余地があるのではないかと考えます。

そこで、現在、市内に設置されておる防犯カメラの台数と今後の増設計画、この辺を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 現在、市内に設置されている防犯カメラなんですけれども、31カ所に34台を設置しております。また、今年度の新規設置予定の防犯カメラですけれども、1台で、設置場所は大竹駅東口のロータリーを予定しております。

なお、広島県の管理地でありました晴海港湾緑地なんですけれども、ここはもともと防犯カメラが1台設置されております。供用開始に伴いまして、市が県から管理委託を受ける関係で、今年度は実質2台増えるということになります。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 現在、31カ所に34台という防犯カメラが設置されているということですが、この防犯カメラの設置について、ここで4点ほど提案と質問をさせていただければと思います。

まず、1つ目としまして、設置場所について、先ほど34台の設置があるというふうにお聞きしましたが、よくそのリストを見ましたら、約半数は大竹駅構内やその周辺、そして、晴海臨海公園に集中しているのが分かります。

先ほど申し上げましたように、ボランティア団体の会員数減少によって、児童の登下校の見守りの現状維持が今後難しくなると予想されますことから、通学路の要所にカメラの設置をお願いしたいと思います。これが1点目です。

次に、2点目としまして、防犯カメラの存在は、現在の設置場所において、もっとよく見える位置に、目立つ柄と色で、防犯カメラ作動中の看板を取りつけてアピールするほうがよいのではないかと思います。

これは、昨年の決算特別委員会のときにも同じような質問をさせていただいたことがあるんですが、市内の防犯カメラの該当箇所に立ったときに、なかなか探しても防犯カメラが探せない、見つからない状況でありますし、その防犯カメラ設置中という標識が、白黒で非常に見えにくいということを、さきの決算特別委員会のときにもお話しさせていただきましたが、防犯カメラは、この抑止力を高めるということも目的でございますので、もっと見やすい、目立つ柄でアピールしてはどうかというふうに思います。

ドライブレコーダーを取り付けている車が増えましたけれども、事故のときに有用であることはもちろんですが、車の外側のよく見える箇所にドライブレコーダー作動中のステッカーを貼ることで、後続の車に安全運転を促す効果があるといえます。同様に、防犯カメラのアピールは、犯罪の事故を未然に防ぐ働きをしてくれるものと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、3番目としまして、個人住宅や自治会などが設置する防犯カメラの補助金です。近隣では、和木町と廿日市市にこの制度があると思います。

各住宅に設置する防犯カメラの目的は、敷地内への不法侵入や盗難を防ぐことですが、犯罪や事故が発生した場合、記録映像が重要な証拠となり、警察の捜査や裁判での立証に役立ちます。また、社会的な効果として、防犯カメラの設置により、地域全体の防犯意識や連帯感の高まりが期待できると言われております。

確かに、最近量販店では、防犯カメラも随分と安い価格で購入できます。けれど、補助金制度の創設によって一層普及が見込めるものと思いますが、いかがでしょうか。

そして、最後4番目としまして提案したいのは、防犯カメラつき自動販売機の導入であります。

こちらは各飲料メーカーが競って製造しているものであり、人が集まる公園や商店街、公共施設などに設置され、自動販売機の商品ディスプレイの中央にカメラが設置されています。通常、防犯カメラは高い位置から撮影するため、帽子などをかぶっていると顔が認識し難いという欠点があります。こちらの防犯カメラつき自動販売機は、人の目線で映像が取得できるという特徴があり、犯人検挙の実績も全国で報告されています。

先進的に、埼玉県日高市、東京都世田谷区、長崎県、神奈川県横須賀市、宮崎県など、多くの自治体が飲料メーカー、警察と自治会を含めた四者協定を結び、運用しています。当然、プライバシー保護の観点からもしっかりとした運用基準が決められていますが、一定程度の売上げが見込める場所では、飲料メーカーがカメラの設置費用を負担するなどの社会貢献を図っているようです。

以上、4つの提案ですね。通学路の要所を押さえた防犯カメラの設置、抑止力を高めるため、防犯カメラ作動中の看板の設置へのアピール、各住宅や自治体が設置する防犯カメラへのサポート、防犯カメラ搭載型の自動販売機の設置、以上4点について、前向きな御検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 検討のお願いですが、御答弁はありますか。

総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） それでは、1つ目の通学路の要所を押さえた防犯カメラ設置場所の選定についてです。

通学路の危険箇所等の安全確認は、国道事務所、県、市、学校、PTA、大竹警察署が連携して、大竹市通学路安全推進会議を設置しており、毎年合同点検を実施し、通学路の安全対策を行っているところです。

安全面について改善が必要となれば、防犯カメラの設置を含めて推進会議で検討して、犯罪の防止や抑止の観点から取り組んでいく必要があるかと思えます。

子供の安全・安心を守ることは、私ども大人の責任と考えております。関係機関と連携・協議しながら、通学路の安全確保と安全対策を実施してまいります。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱では、不特定多数の人が利用する公共空間における市民の安全を確保するとともに、地域防犯力の強化を図ることを目的として、防犯カメラの設置を行うということとされております。

現在、防犯カメラは市内31カ所に34台を設置しておりますけれども、教育委員会に確認を取ったところ、このうち18カ所の21台が通学路上に設置されておりました。防犯カメラの設置場所につきましては、大竹警察署の過去数年の犯罪発生状況の分析に基づいて、大竹警察署と市が協議をして、設置場所の選定を行っております。

そうしたことから、必ずしも通学路上になるとはちょっと限らないんですけれども、今後とも大竹警察署と連携を取りながら、防犯カメラの設置に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラ作動中の表示札についてです。

議員御指摘のとおり、防犯カメラ作動中の表示札に関する色については、広島県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン及び大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱では、色を指定した規定はありません。そのため、新規に設置する表示札から、目立つ色にできないか検討したいと考えております。

次に、個人住宅や自治会などが設置する防犯カメラに対する補助金についてです。

まず、個人住宅に設置する防犯カメラに対する補助金の交付についてですが、家庭用の防犯カメラは金額があまり高くないこと、また、設置目的が地域の防犯対策のためなのか、個人の身の保全や財産を守るためなのか、そうした判断がちょっと難しいため、個人住宅に設置する防犯カメラに対する補助金については、現時点では考えておりません。

次に、自治会などが設置する防犯カメラに対する補助金の交付についてです。

県内自治体において、補助金制度を設けている市があるのは存じております。公共空間に向けて設置する防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシーを不当に侵害しないよう配慮する必要があるため、広島県では、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しており、自治会などが公共空間に防犯カメラを設置する場合も、このガ

イドラインに沿った運用を行う必要があります。

本市では、自治会などから防犯カメラ設置に対する補助金の御要望についてのお声は、これまでお聞きしたことはありませんが、大竹市自治会連合会との会議などで、自治会のニーズについてお聞きしてみたいと思います。

次に、防犯カメラつき自動販売機の導入についてです。

議員のおっしゃるとおり、一部の飲料メーカーが防犯カメラつき自動販売機を開発して、自動販売機設置費や防犯カメラの維持管理、映像の管理、警察への提供などについて、飲料メーカーの負担で行っているところもあります。

設置のパターンとしては、自治体が敷地を提供するものは市、警察署、飲料メーカーなどで協定を締結しているもの。また、自治会が敷地を提供するものは、自治会などが加わった協定を締結しているもの。それに、自治体が情報提供や手続の支援等を行っているところもあります。また、店舗や商店街などが敷地を提供するものは、店舗等と飲料メーカーの二者で協定を行って、自治体は関与していないものなどがあります。

飲料メーカーが全ての費用を負担するとしたら、防犯カメラの設置、維持管理及び画像の管理には、かなりの費用が発生すると思われます。そのため、各社とも月に数百本以上の一定の売上げが継続して見込める場所を設置の条件としていることが見受けられます。そのため、首都圏など人口の多い地域から設置されていることや、全国的に事例も少なく、また、県内自治体の導入事例も見当たりませんので、ちょっと情報が少ない状況です。

そうしたことから、防犯カメラつき自動販売機に関しては、今後、各飲料メーカーに設置条件などをお聞きするとともに、大竹警察署と連携して情報収集を行うなど、調査・研究をしていきたいというふうに思います。

以上となります。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 前向きな御答弁、大変ありがとうございました。

最後の質問になると思いますが、防犯カメラについて、今後の計画、あるいは本年度の増設台数が1台であるということ。防犯カメラを調べておりましたら、本市の課題が幾つか見えてきたようには思います。

現在、この大竹市の防犯カメラは、3つの部署が管理しているものと思います。自治振興課、土木課、都市計画課です。大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱を拝見すると、防犯カメラの運用責任者がカメラの維持管理を行い、記録したデータの管理を行い、データの利用制限から、はたまた市民から寄せられる苦情処理まで、その運用責任者が行うこととなっていますが、その運用責任者は、その3つの部署の長というふうに決められております。

ですから、防犯カメラが設置されていて、市民がそれについての問い合わせをしようとしたときに、一体その3つの中のどこに問い合わせをすればいいのか。あるいは、3つの部署が何か、この防犯カメラについての今後の計画であるとかということを立てようとしたときに、その足並みがそろえるのかどうなのか。この辺が非常に、この本市においての課

題ではないのかなというふうに思ったりしております。

先ほど、通学路においての防犯カメラの設置をという質問に対しても、いま一つ歯切れが悪かったように思うんですが、この辺も影響しているのではないかというふうに思います。

また、情報提供という観点からは、防犯カメラのデータの提供先というのは主に警察署の場合が多いと思いますが、この3つの運用責任者が情報提供を行うということになっておりますが、これは窓口を絞って警察署の運用協定を締結したほうがよいと思われますが、いかがでしょうか。

そして、防犯カメラ設置につきましては、お隣の山口県において最も設置台数が多いのが、お隣の岩国市になっております。令和6年6月時点で177台を設置しております。177台が多いか少ないかということになりますが、その防犯カメラの設置が具体的に始まったのが令和2年ということですから、この4年間の実績になっております。

気になる財源というところですが、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てていらっしゃいます。その交付金の項目の中に、住民の生活と安全に関する防犯パトロール事業として充当されていることになっております。このことを踏まえて、ぜひ、本市においても防犯カメラの増設、確かにプライバシーとの関係もありますが、その辺は厳しい運用基準を設定したうえで、防犯カメラの増設についても御検討いただきたいと思います。

質問です。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） いかがですか。

副市長。

○副市長（太田勲男） まず、警察署等の運用協定で、市での防犯カメラの一括管理。これについては検討していきたい、いろいろ考えていく、課題の面だと思っておりますので、共通認識でございます。この辺については、これから先も考えていきたいと思います。

それと1つは、防衛省の民生安定で防犯カメラの設置につきましては、まだこれは防衛省と、今のところ全然、今は救急、消防、その辺りのほうに力を注いでおりますので、この防犯の面についての、民生安定の利用、財源にするという調整ができておりません。

これについても、岩国市がそれだけ民生安定、多分、防衛省の所在地交付金の一部ですね、それやったら、基地交付金の一部ですね。所在地基地交付金で、民生安定、大竹市がもらえない交付金のようにも感じておりますので、その辺についてはいろいろ検討してまいりたいと思います。

多分、大竹市が現在、基地所在地交付金の一部の市町からもらえない補助金として、今お聞きしました。間違いがあれば、また改めてお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。最後です。

○6番（小出哲義） 防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金となっております。確認いただければと思います。

以上、提案事項について前向きに検討、調査していただけるという回答でした。大変ありがとうございます。今後の計画、経緯とも楽しみにしておりますので、今後ともよろしく

お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 市民の味方の豊川和也でございます。よろしくお願いいたします。私、ちょっとトリを務めさせていただくということでございまして、ありがとうございます。

今日は、ちょっとおがたピアのほうで、何か私の知り合いが中継を見ておるということで、若干緊張気味でございますけれども、よろしくお願いいたします。

今回ほかの議員の一般質問を見ておって、執行部の方の答弁なんですけれども、調査・研究して検討する、検討するということばかりなんですけれども、我々議会の議員は、検討するのなら、もう何カ月も、あの検討はどうなったんだよとしつこく追っていくのが議員の役目ではないかなと思いますので、その辺、我々議会がしっかりとやりたいなと、そう思っております。

では、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目、大竹市議会の現職議員の選挙時における事前運動の疑いについてでございます。

あっと驚きました。昨年行われた大竹市議会議員一般選挙のとある候補者で、現在も現職議員のうわさを、私は聞きまして、その事実を確かめたくて、その候補者の収支報告書を、選挙管理委員会に開示請求したわけです。私がそこで見たものは、立候補準備で、何と出発式600枚のはがき購入という記載がございました。おや、と思いました。出発式というのは、通常ですと告示後に行われるものです。その案内はがきの内容も、投函したのかも不明なわけでございますよ。

出発式、出陣式の案内状というのは、選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止規定に抵触しないでしょうか。立候補を予定している者が、選挙を見越して、各種挨拶状の送付や新聞広告を出す行為に該当しませんでしょうか。

今後の大竹市における選挙において、こんなフライング的な、むちゃくちゃなことがあってはいけないと思います。議員の皆さんが人間関係を壊したくない、反撃が怖いということで問題提起しないなら、私がきちんと、この議員を徹底的に取り上げていこうと思います。選挙管理委員会の見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

2番目でございます。防災キャンプを推進しますということでございます。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70%から80%であり、高いと言われております。お気づきでしょうか。大震災でもなく、巨大地震と言われ、いつ起こるか予測ができませんが、必ず起こるのです。

昨今、報道でもございますが、日本では大規模災害が起きますと、公民館や学校の体育館が避難所に転用されるケースが多いです。こういった避難所は、先進国では日本ぐらいのものなのです。学校や公民館などが避難所になれば、そもそも宿泊施設ではないので、雑魚寝になってしまいます。大規模災害の場合、数カ月にも及びます。慣れない共同生活になります。

こうした生活がストレスになってしまい、避難所で起きてしまう災害関連死と言われるものがあります。災害関連死とは、災害による直接的な死ではなく、災害発生による精神的なショックや厳しい避難生活など、災害による間接的な要因によりお亡くなりになることです。

そこで、災害関連死をゼロにするため、本市でも防災キャンプを取り入れていただきたいと考えております。災害時に避難場所として、広場などでテントが張れ、生活できるよう、テント、寝袋、キャンプ用品を各地域の施設などに備蓄していただき、平常時に本市が行う自主防災組織の訓練や講習において、楽しみながら防災キャンプ訓練を取り入れていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

なお、私は3つ質問させていただこうと思っておったんですが、次の大竹市議会議員一般選挙と、次に行われる大竹市長選挙をダブルでやれば、どれぐらい予算削減できるかということについてですが、こちらは議会のあり方調査研究特別委員会のほうで行っていることなので、取り下げました。

壇上での質問は以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 万が一がないことが望ましいことですが、万が一いろんな災害が起こったときに、大竹市の場合、避難所、避難場所をどういうふうにしていくか、あらかじめいろんな検討を細かくしていく必要があろうかと思えます。御質問ありがとうございます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の選挙時における事前運動の疑いについては、後ほど選挙管理委員会事務局長が答弁いたします。

2点目の防災キャンプの推進についてでございます。

初めに、キャンプ用品の備蓄についてですが、現在、本市で開設する緊急指定避難場所や、避難生活が長期化した際の指定避難所となっている公共施設には、感染症対策として、ダンボールパーティションや簡易テントなど、避難者のプライバシー確保に使用できる物品も、ある程度は備えています。寝袋については備蓄しているものではありませんが、毛布や防寒シートの備蓄を進めているほか、公共施設に備えているウレタン製のマットを活用することを想定しています。

市では、災害用の物品を常時備蓄しておくには、保管場所の制限もあり、災害規模によっては市の備蓄品が不足することも想定されますので、必要な物品を円滑に調達できますよう、災害時応援協定を複数の事業者と締結することにより、方策を強化したいと考えています。

次に、防災キャンプについてですが、現在のところ市で防災キャンプを主催する予定はありません。まずは、他自治体の事例を研究してみたいと思います。

防災・減災、そして、災害関連死を防ぐためには、自助・共助・公助のそれぞれが機能することが必要不可欠です。自助・共助の観点から、災害時にも流用できるキャンプ用品に限らず、市民の皆様が平時から備えておくことは大変重要です。必要に応じて活用でき

る簡易トイレや食料などのほか、個々の状況に応じた備蓄の必要性についても、さまざまな機会を捉えて、市民の皆様を紹介してまいります。

防災対策に限りはありませんが、今できることは何か、将来に向けて備えることは何か、そのためには今何をすべきかを見極めながら、市民の皆さんとともに考え、適切な行動ができますよう努めてまいりたいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、豊川議員の1点目の選挙に関する御質問にお答えをいたします。

選挙運動や、その選挙運動の期間外に行う準備行為についてですが、公職選挙法第129条では、選挙運動の期間について、候補者の届出後から投票日の前日までと規定をしており、その期間外に選挙運動を行うことは、いわゆる事前運動として禁じられております。一方で、何も準備をせずに立候補して、すぐに選挙運動を行うということも困難です。そこで、立候補の届出前にその準備をする行為というものが存在することになります。

選挙のための準備行為には、立候補を行うための準備行為として、立候補手続の書類作成など、あるいは選挙運動の準備行為として、選挙事務所や備品の借り入れの事前交渉のほか、選挙運動用のポスターや看板の制作などがございます。

特定の候補者の行為が選挙の事前運動に当たるかどうかについて、選挙管理委員会の見解を求めるという御質問をいただいたところです。選挙管理委員会は、公職選挙法に規定する選挙の管理規定を執行することがその職務権限とされており、個々の選挙違反の疑義に関する具体的事案について、当該行為が違法であるか否かの審理や判断を行うべき権限はなく、さらに、違反行為を取り締まるべき立場でもございません。

また、公職選挙法に違反する行為かどうかの判断は、その事実を認定し調査する権限を有する警察などの取り締まり当局によって行われるものであり、基本的には当該行為のなされた時期、場所、方法、対象などについて総合的に実態を把握し、個別具体的に即して判断されることになると考えております。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の選挙の事前運動に当たるのではないかということは、選挙管理委員会のおっしゃるとおりだと思います。取り締まりを行うのは司法であって警察であるわけですから、選挙管理委員会の方に見解をお伺いするというのもちょっと違うのかなと、私も当初、思っていました。この令和5年の、私がちょっと耳にして、収支報告書を取り寄せて、その当時の選挙管理委員会の方にお聞きした際にも、ほぼ同じ答えでした。

ということで、この候補者の方の収支報告書を、遡って取り寄せてみました。平成15年から立候補されておるということで、私がおや、と思ったのは、平成27年には、この現職議員の方、出陣式の案内状ということで、立候補準備で1万7,820円と書かれておりますね。こちらが、ある印刷会社で、チラシ、出発式の御案内ということで2,000枚というこ

とでございます。

先ほど、選挙管理委員会の方も総合的に判断されるのではないかなということでございますけれども、これが仮に30枚、40枚ぐらい印刷して、自分の後援会、私には後援会はないですけど、後援会の役員の方に事務連絡として配られたのであれば、違法性は低いのかなと思いますけど、これは2,000枚ですよ。2,000枚、役員がおられるんですか、と私は思いますよ。

この当時、チラシ2,000枚と書いてますけど、たしか現在の市議会議員の選挙だと、選挙期間中に証票をチラシに貼れば演説中に配れたり、新聞折り込みに入れられたりするんですけど、この当時というのは、その証票制度自体もなかったということなんですね。では、何でこのチラシを配ってるのかということですよ、この候補者、この現職議員の方は。

ちょっとむちゃくちゃではないかなと私は思いますけれども、この証票自体がいつできたのかというのが、平成31年3月1日以後の選挙期日を告示される市議会議員選挙からということなので、平成27年にはないということですね。

それで、この平成27年の大竹市議会議員選挙というのが、私も遠くで、報道等で見ておりましたけれども、最下位で当選された方と次点の方が際どい争いで、たしか覆ったり、覆らなかったりとかいうことがあったと思うんですよ。そんな中で、このようなチラシを2,000枚とか配るということ自体がちょっとおかしいなと、私は個人的に感じます。

これを、その当時最下位で御当選された議員が今ちょっと御存命だったら、どう思われるかな、どう言われるかなと、私はそう思いますよ。なので、ちょっとこういうこと自体が、福岡県のとある市では刑事告訴されてたりとかするので、これ以上選挙管理委員会の方に再質問もございませんし、もうそれは司法の判断だと思うので。

あと一個、ちょっとすみません、言い忘れてたんですけど、令和元年ですね。今は平成27年、令和5年のことを言いましたが、令和元年は、こちらが立候補準備で出発式の郵送料1,341通、これ、切手10枚というふうにあります。こちらも異常ですよ、これ。1,341枚って。選挙後のことですかね。

ということで、こちらのほうは、もうこれ以上は本当に再質問はございません。ちょっと弁護士を通じて、私のほうが刑事告訴するかどうかもちょうと検討して、対処したいなと思います。

すみません、2番目の質問に行きます。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員、今のは質問ではなく御意見ということでよろしいですか。

○3番（豊川和也） 意見です。

○副議長（寺岡公章） 分かりました。

○3番（豊川和也） 以上で、1つ目の質問を終わります。

2番目の質問に参ります。防災キャンプについてでございます。

こちらは、なぜ、私が防災キャンプを大竹市のほうに推進するかといいますと、3月に、私が茨城県常総市のほうに、1人でちょっと視察にお伺いさせていただきました。その視察先が、タレントである清水国明さんという方、73歳でございます、その清水国明さん

をちょっと御紹介させていただきますと、あのねのねでおなじみのタレントでございます。NPO法人を立ち上げられたり、お隣の山口県周防大島町に、ありが島という島を所有しておられます。こちらの周防大島町においても、地域貢献をされております。今回、東京都知事選挙に出馬表明もされておるといことです。

こちらの清水国明さんは、東日本大震災や熊本地震にボランティアで駆けつけられたり、今回の1月1日に起きてしまった能登半島地震にも、あの当時、現場への道路が寸断とかかれて、もう行くな、行くなとインターネットで言われていたときに、周囲からの非難も受けながら、トイレトレーラーを乗りつけて、支援もされております。

そんな清水国明さんなんですけれども、茨城県常総市に、くにあきの森というキャンプ場をつくられております。こちらは、100回の防災訓練よりも1回のキャンプと言われており、当時その茨城県常総市の荒れ果てた山林を、清水国明さんとそのお手伝い数名の方が、手作りでつくられたということです。テントを、自分たちでその中で楽しみながら組み立てる訓練をされたり、チェーンソーを使った訓練やクレーンの使い方の訓練、重機を使った訓練、皆さんで持ち寄った食材で工夫しながら、おいしく楽しく食べながら、自分の市町の危険箇所を語り合ったりするということでございます。

私も視察にお伺いさせていただいたときは、チェーンソーを使った訓練とかクレーンを使った訓練とか、重機を使った訓練もさせていただきました。こちらは、テントなんかは使ってみないと分からないんですよ、本当に。今、ワンタッチとか、もう、すぐぱっと開けるテントとかもあるんですけれども、それ自体もテントに触れ合ってみないと分からないんですよ。

テントって結構あれなんです、私もキャンプするんですけど、結構難しいんですよ。私の個人的な意見ですけど、組み立てがね。なので、こちらもやってみないと分からないということで、いざという時のためにも、平常時に楽しくやるということでございます。

そこで、清水国明さんが言われていたことは、備えをしっかりと。清水国明さんがこれまで培ってきた知識を、経験を世に、もう出したいと言われております。清水国明さんも、いつも言われております。もう自分は73歳で、あと僅か100年ぐらしか生きられないだろうと言われていて、もう自分も、これまでの経験を世に出したいと言われておりました。

南海トラフ巨大地震というのは、先ほど壇上でも言いましたけれども、いつ来るというのが分からないんですけど、必ず来るので、その辺の備えをしっかりとということです。今、来るかもしれないと。家具など、備蓄食料なども、備えもしっかりするということでございます。

防災用品というのは、キャンプ用品、レジャー用品と呼びながら、キャンプをしながら集めていって、楽しく道具をそろえられたらいいのではないかなというのも、おっしゃってございました。

あと、地域居住などで災害時の避難場所をつくるということですね。例えば、清水国明さんで言えば、東京都に生まれていて、茨城県常総市にもああやってキャンプ場で、いざというとき東京が大震災で清水国明さんの家が住めなくなっても、茨城県で取りあえず生

活ができるということで、地域居住などでそういう自分の避難場所をつくっておくというのも大事だよと言われておりました。

地震の際なんですけれども、脱出、救助、延命というのがあるというふうにもおっしゃっていました。

まず、脱出なんですけど、これはとにかく判断を早くするということです。例えば、私もそうなんですけど、友達に、行く、行かないと誘われたら、もう、すぐに行きますというふうに、行けないならちょっと行けないと言ったり、とにかくもう1秒で決める癖をつけるということです。大震災が起こって、家の中で、お金はどうだったんだろう、あれはどうだったんだろうと言っているけど、もう家が潰れてしまったりしたら自分の命が守れなくなってしまうので、本当にもう逃げるときはすつと逃げるということで、とにかく脱出するというのでございます。

あと、清水国明さんが言われてたのは、率先避難者になるということでございます。最初に逃げるというのは、恥ずかしいことではありません。とにかくもう自分の命を守って、とにかく逃げるということでございます。

あと、救助でございます。自分の命を最優先に守った後は、家族、近所がどうなっているか、助けは必要なのか。危険ではないのか。仲間がいれば、なるべく仲間を連れて救助に当たると。こちらはくにあきの森で訓練もさせていただきました。チェーンソーとか、クレーンや重機などが役に立つのではないかなと思います。そのあたりの訓練を、楽しみながらやらせていただきました。

あと、延命ですね。自分の命を保つ備蓄食料など、例えば、大竹市内のとあるショッピングセンターにも売られておりましたけれども、カップラーメンというのはお水で食べられるんですよ。お水を入れて、40分、50分ぐらいたって蓋を開けてみたら、普通に冷たいカップラーメンなんですよ。なので、市民の皆さんもぜひやってみてください。夏なんか、結構おいしいです。冬はちょっと冷たいなと思いましたけれども。

これ、壇上でも言いましたけど、災害関連死ですね。これはゼロにしないといけないと思います。こちらは大竹市にも強く言いたいんですけども、こちらはもう行政の力で救える命なので、よろしくお願いします。

災害関連死者数でいいますと、今回の令和6年能登半島地震では、死者・行方不明者の数が245人で、災害関連死者数が少なくとも100人ということでございます。熊本地震がありましたよね。熊本地震の死者・行方不明者数が50人に対して、災害関連死者数が223人になっております。

災害関連死ですね。避難所などが長期生活になってしまうと、プライバシーが守られなかったりとか、体育館で雑魚寝をされたりとか、ストレスがたまりまして、お亡くなりになる方がいらっしゃるの、そのあたりも行政に TENT を備蓄していただいて、いざというときに災害時避難所などで体育館で TENT を組み立てられたり、広場などで TENT を組み立てられたら、災害関連死も防げるのではないかなと思います。

これらを踏まえて、行政のこれからの取り組みなどをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） テントの備蓄のこれからの取り組みというところが中心ですね。
危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 備蓄に関するお問い合わせにお答えいたします。

備蓄品につきましては、広島県が定める災害応急救助物資の備蓄・調達方針というものに基づいて備蓄計画を立てております。現在、県方針の見直しに係る協議が行われているところです。

これに沿って、今後も計画的にやっていこうとは思っておりますが、先ほど市長答弁にもありましたように、テント類、ある程度はございますが、あくまでも感染症対策として用意したものでございます。あまり人数が入れるものではございません。

議員から提案のあったような避難所内でのテントというのは、ある程度大きなものだと思いますが、こういったものは備蓄はございません。今後、実際に大規模災害が起きた、そして、避難所生活が長期化したといったときには、ない物資に関しましては、答弁の中にもありましたように、応援協定を締結している複数の事業者から、大型のテント、あるいは組み立て式パーティション、こういったものを追加で調達しまして、対応していくような格好になるのではないかと想定しております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。応援協定でテントなどの対応をされると言われておりましたが、課長、テントというのは本当に、組み立てるのがすごく難しいんですよ。今、ちょっと説明があれなんですけど、ワンタッチもありますけれども、なので、日頃からそういう防災キャンプの訓練を、もう楽しく市民の皆さんに触れ合っていただけないかなと思っております。今後、ぜひ、検討をしていってほしいなと思います。

すみません、ちょっと災害関連死の部分で言い忘れたんですが、主な原因なんですけれども、避難所とか避難生活でのストレス、避難生活による御病気ですね。あと、持病の悪化やエコノミークラス症候群ということになっております。

あと、清水国明さんが言われてたのが、自分の命は自分で守るというのが、本当に基本だと思うんですよ。それは決して間違っていないと思うんですけども、それを行政が前面に、責任転嫁するみたいに出すなよと。自分の命は自分で守ってくださいというのは基本なんですけれども、行政としては、しっかりとこういうふうな対策をやります、災害のときはしっかりとやりますというのを、日頃から前面に出しておかないといけないというふうには言われておりました。

3月にそれを清水国明さんと一晩中ちょっと話し合っただ後に、この広報おたけ5月号に、災害時の避難場所、避難所の一覧を配布しますということで、まず、自分の命は自分で守るが基本というふうに書かれていたんですけども、市民の皆さん、広報紙の5月号を御覧ください。基本なんですけど、やっぱり行政としてできることというのは、前面にやっぱり打ち出していきたいなと思います。

あと、すみません、大竹市のこの緊急避難場所、指定避難所一覧でございますけれども、こちら、私は市民の皆さんに、日頃から所持していただきたいんですよ。冷蔵庫とかに

も貼っていただきたいので、ぜひ、これは私からの要望なんですけれども、こちら一年中貼っていただけるように、例えば、1月、2月、3月、4月と区切って、この紙に、例えば、1月だったら大竹市内の飲食店に御協力していただいて、割引券などを貼っていったら、冷蔵庫に貼って、市民の皆さんも切り取って使えるようにすれば年中貼っていただけるのではないかなと、そう思います。

あと、すみません、防災士の補助なんですけれども、今、防災士の補助は大竹市にはないので、ぜひ、そちらのほうもよろしく願いいたします。

何かあれば御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 今の御発言にはちょっと質問が見当たらないので、御意見の御紹介として扱わせていただこうと思います。

コメントはありますか。

危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 緊急避難場所として、避難所一覧ですね、毎月5月号と一緒に配布しております。御指摘のように、これで確認したいなと思ったときにいつでも確認できるような工夫というのは大切だと思います。

現在、御承知のとおり、A3の用紙に両面印刷したもの、こちらを各世帯に配布しておりますけれども、これにこれ以上の内容を盛り込みますと、文字をちょっと小さくせざるを得ないといったような制限も加わります。そうすると、今度は御高齢の方が見づらいついた問題も生じてくるのではないかと、こういったことも考慮しながら、いざというときに、見たいときに、自分が一番適切な避難場所はどこかというところが確認できるようなものに工夫していきたいと、検討していきたいとは思っております。

それから、防災士の資格取得のための補助制度ということだと思っておりますけれども、豊川議員はよく御承知だと思いますが、防災士資格ですね。こちらは認定特定非営利活動法人日本防災士機構というところで認証を受けて資格を取得するんですが、これには教本代であったり、あと、資格試験の受験料、これに合格していただくというのと、その後、防災士の認証登録料、これら締めて1万2,000円プラス、これを研修で受講してから試験に至るということで、これが防災士研修センターという機関のサイトを見てみますと、資格取得までの費用総額は6万3,800円。結構な経費がかかります。

資格取得に公費を投入するということであれば、一定の効果を期待すべきものと考えておりますが、仮に市で補助して防災士資格を取得した後に、その方々にこういったことに協力していただいて、どんな効果が得られるのか、十分に検証する必要があると思いますので、現在、大竹市では、地域防災リーダーと自主防災組織の育成事業に努めておりますので、こちらを進めていきたいと。防災士を取得するための補助金の拠出の予定は、現在のところございません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 2 3 分 休憩

1 1 時 3 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 ～ 日程第 7 〔一括上程〕

報告第 2 号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 3 号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 6 号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））

議案第 4 3 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）

○副議長（寺岡公章） 日程第 3、報告第 2 号継続費繰越しの報告についてから、日程第 7、議案第 43 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）に至る 5 件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 6 号並びに認第 2 号並びに議案第 43 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第 2 号及び報告第 3 号につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

それでは、まず、報告第 2 号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第 8 款土木費の大竹駅東西広場整備事業は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 カ年の継続費を設定しておりますが、令和 5 年度の予算 3 億 6,484 万 7,400 円を令和 6 年度へ通次繰り越したものでございます。

次に、報告第 3 号繰越明許費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第 2 款総務費の公共施設照明設備 LED 化事業は、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

戸籍総合システム等改修事業は、改修事業者との改修内容の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第 3 款民生費の物価高騰対策支援事業、子育て世帯臨時特別給付金支給事業及び性被害防止対策事業は、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 カ年事業のため、事業の執行に伴い、必要となる予算を繰り越したものでございます。

第 4 款衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業は、令和 5 年度接種分の請求を令和 6 年度予算で支出する必要があるため、繰り越したものでございます。

第 6 款農林水産業費の阿多田漁港施設補修事業は、浮函を海上へ進水するための起重機船の手配に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したもので

ございます。

第8款土木費の橋りょう長寿命化事業（定期点検）は、国の交付金を活用し、令和6年度に予定していた事業を前倒しで行うため予算化しましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業（補修調査設計）は、なみだ橋撤去検討業務について、山陽本線軌道内測量立ち入り調査に際し、鉄道事業者との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業（補修工事）は、新町橋橋りょう補修工事において、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

港町3号線道路施設調査事業は、国との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

小方地区のまちづくり道路設計等事務は、国道2号線交差点新設について、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

南栄下白石線交通安全施設整備事業は、信号機、電柱等の移設について、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）は、広島県が施工する道路整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、しゅんせつ土の乾燥に不測の時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

穂仁原水辺の広場整備事業は、地元の協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

阿多田中の川河川改修事業は、資機材搬入出の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

立戸地区雨水排水路検討事業は、地元との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

浸水対策事業（木野地区）は、広島県で実施する主要地方道岩国大竹線歩道整備事業と調整して業務を実施する必要がありますが、県の事業に遅れが生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（砂防）は、広島県が施工する砂防施設の整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する港湾施設の整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

小方地区のまちづくり事業は、小方小・中学校跡地周辺測量等業務について、岩国大竹道路事業で電気設備の一部移設検討をされていることが判明し、移設先の業務区域に該当するため工期延伸が必要となり、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大規模盛土造成地安全対策事業は、県から大規模盛土の安全性を判断するうえで、水位観測を令和6年度の出水期まで行う必要があると指導があったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業（工事監理業務）は、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業（駐輪場等検討業務）は、発注に必要な諸条件の整理に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺無電柱化事業は、工事中に隣接工区から湧き水が発生したことにより、その対応等に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

御園第1公園整備事業は、国が施工する市道の切り替え工事後に公園整備を施工する必要がありますが、国の工事が遅れているため、繰り越したものでございます。

阿多田1号線道路災害復旧事業は、資機材搬入出の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

玖波排水路災害復旧事業は、施工方法等の検討に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、21ページからの報告第6号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和5年度は、公有地取得事業用地のうち、国道186号線事業代替地の一部を大竹市に380万1,110円で売却し、大竹駅東口広場整備事業代替地の一部の土壌汚染調査を行いました。また、土地造成事業用地の亀居団地の評価替えを行い、評価損4,696万4,115円を計上いたしました。

次に、収益的収支につきまして御説明申し上げます。

収入総額は1,423万9,748円であり、支出総額は、評価損を含め5,846万8,915円で、差し引き4,422万9,167円の純損失となっております。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、45ページからの認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和5年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和6年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月21日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に7億1,294万3,000円を追加し、予算総額を15億1,345万9,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に7億1,300万円を追加し、一時借入金の借入最高額を15億1,300万円としたものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、令和5年度の決算状況を御説明申し上げます。

す。

歳入総額は、2億1,039万1,690円となる見込みでございます。

内訳といたしましては、土地売払収入が約820万円、土地貸付収入が約2,820万円、一般会計繰入金が約1億7,400万円でございます。

歳出の総額は、9億2,333万4,097円となる見込みでございます。

内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約110万円、公債費が約2億7,180万円、令和4年度決算における繰上充用金が約6億5,040万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、7億1,294万2,407円が不足となる見込みであり、この金額を令和5年度の不足額として、令和6年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

次に、81ページからの議案第43号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業費の追加のほか、特に必要となった予算を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1億5,985万3,000円を追加し、予算総額を172億377万8,000円にするとともに、地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、89ページからの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、430万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、市制施行70周年記念事業として執行予定の市民提案事業助成金を、執行見込みにあわせて100万円増額するほか、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備に対する補助金を320万円計上するものでございます。

第3款民生費は、49万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、令和6年4月から阿多田保育園の休園に伴い、指定管理料などを減額するほか、これまで阿多田保育園に勤務していた保育士や保育補助員を市で雇用するための経費などを計上するものでございます。

第4款衛生費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費を含め、1億3,502万2,000円を増額するものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業といたしましては、家庭におけるエネルギー負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電の買い替え費用を補助する事業費として、5,071万円を計上するものでございます。

その他、今年度から定期予防接種に位置づけられた新型コロナウイルスワクチンの予防接種の実施に要する経費を8,159万9,000円、後飯谷地区の渇水時の生活用水確保のため、水道施設改修補助金を271万3,000円計上するものでございます。

第7款商工費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費として、2,000万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の中小企業等を支

援するため、照明設備をＬＥＤ照明へ切り替える事業に対する補助金を、2,000万円計上するものでございます。

第9款消防費は、102万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、消防団の資機材を整備するものでございます。

第10款教育費は、玖波地域交流施設整備事業及び学校連携・子どもの居場所づくり事業につきまして、予定している財源を変更するため、財源充当補正するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、87ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、4,873万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、玖波地域交流施設整備事業の財源としている都市構造再編集集中支援事業国庫補助金を、内定通知額にあわせて400万円減額するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を5,273万5,000円増額するものでございます。

第18款繰入金は、5,550万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、小方財産区繰入金を100万円計上するほか、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整として、5,450万6,000円を計上するものでございます。

第20款諸収入は、宝くじコミュニティ助成事業助成金を420万円、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金を4,681万2,000円計上するものでございます。

第21款市債は、玖波地域交流施設整備事業債を400万円、放課後児童クラブ照明設備改修事業債を60万円計上するものでございます。

次に、84ページの第2表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第6号並びに認第4号並びに議案第43号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は特に受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の3件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本件を承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第43号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

報告第 4号 継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）

報告第 5号 予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第8、報告第4号継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）及び日程第9、報告第5号予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 報告第4号及び報告第5号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まずは、報告第4号継続費繰越しの報告についてです。

本件は、令和5年度公共下水道事業会計における継続費の繰越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものでございます。

継続費として、複数年度にわたって実施することとしている大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務、小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事、小方ポンプ場雨水ポンプ（No. 1）機械電気設備改築更新工事及び大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事業務の各事業について、令和5年度の支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものにつきまして、それぞれ令和6年度に通次繰り越しを行ったものでございます。

次に、報告第5号予算繰越しの報告についてですが、本件は、令和5年度の大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計及び大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するもので

ございます。

初めに、水道事業会計の小方二丁目地内配水管改良工事及び岩国大竹道路整備事業に伴う配水管移設改良工事（御園二丁目地区）の2件の工事は、国土交通省が実施する岩国大竹道路整備事業に伴い、付け替えられる市道に配水管を移設する工事でございます。国との補償協議に時間を要したことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、防鹿水源池上水1号送水ポンプ逆止弁・吐出弁更新工事でございますが、更新機器類の納期が遅れたことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、上下水道局庁舎気中開閉器更新工事でございます。

この工事は、上下水道局庁舎の電気設備の点検によって、機器の更新を緊急で行う必要が生じたもので、年度内に工事が完了しないため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計の防鹿隧道配水池更生工事でございます。

この工事は、配水池の漏水箇所を補修するもので、工事の実施に当たり、受水企業との調整に時間を要し、年度内に完了ができないため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、工業用水道施設改築更新計画策定業務でございます。

この業務は、工業用水の今後の需要を踏まえた施設の更新計画を策定するもので、受水企業の将来需要の予測や既存施設の供給能力など、計画の見直しを行う際の条件の設定に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事（R5小方地区）及び岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事（R5御園地区）でございます。

この2件の工事は、国土交通省が実施する岩国大竹道路整備事業に伴い、付け替えられる市道に下水管を移設する工事でございます。国との補償協議に時間を要したことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、小島汚水中継ポンプ場 No. 3 汚水ポンプ用コンバータ更新工事、大竹下水処理場 No. 3 次亜供給ポンプ改修工事及び大竹下水処理場 No. 4 次亜供給ポンプ改修工事の3件の工事でございますが、メーカー側からの部品供給に1年以上の期間が必要となるため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、大竹下水処理場4号ブロワ用電動機整備工事でございます。この工事は、年度末に不具合が発生し、緊急で工事を行う必要が生じたことから繰り越しを行い、対応するものでございます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、いずれも報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第16〔一括上程〕

報告第 7号 専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））

報告第 8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））

報告第 9号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））

議案第37号 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第38号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について

議案第39号 財産の取得について（高規格救急自動車（車両））

議案第40号 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第10、報告第7号専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））から、日程第16、議案第40号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））に至る7件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第7号から報告第9号まで及び議案第37号から議案第40号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第7号専決処分の報告について説明を申し上げます。

本件は、令和6年3月11日に議会の議決を得た、大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の施行協定の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月29日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本協定は、平成30年12月18日に議会の議決を得て、当初協定を締結しております。その後、令和2年9月23日及び令和6年3月11日に議会の議決を得て、市負担金額を変更する協定を締結しております。

工事の完了に伴い、西日本旅客鉄道株式会社において出来高及び設計数量を精査した結果、工事費が増額することが判明し、市負担金額が増額することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、変更前の市負担額18億2,944万9,257円から、53万9,963円

増額する変更協定を締結する専決処分をしたものでございます。

続いて、報告第8号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年9月27日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の負担金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月27日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、大竹駅西口駅前広場の排水構造物、縁石、舗装、歩道シェルターの一部等を整備する工事でございます。

請負金額の変更理由でございますが、本工事と同一工事区域内で施工中であった令和5年度の電線共同溝整備工事において湧水が発生し、その対策工事が必要となり、当初予定していた箇所まで電線共同溝を整備することができませんでした。そのため、本工事において、地下構造物である電線共同溝の整備が終わった後に整備する予定としていた縁石、排水構造物、舗装等の工事に着手することができなくなりましたので、これらの施工を取りやめ、請負代金額を約900万円減額した変更契約を締結したものでございます。

続いて、報告第9号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、報告第8号と同じく、令和5年9月27日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の履行期限を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年5月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

このたびの変更契約の理由につきましては、工期の変更によるものでございます。本工事で整備する大竹駅西口広場の歩道シェルターは、当初、令和6年3月中旬に現場に納入される予定でございましたが、工場からの納期が遅れており、令和6年5月中旬以降に納入される見込みとなりました。

材料の搬入時期と現場の状況を踏まえ、改めて工程を精査したところ、履行期限である令和6年7月31日までに工事が完了することが困難であることが判明したため、履行期限を令和6年10月31日まで延伸する変更契約を締結したものでございます。

続いて、議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

現在整備中の大竹駅東口送迎用駐車場及び今後整備予定の西口送迎用駐車場を供用するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定し、公の施設として円滑な管理運営を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的として、大竹駅周辺における自動車の利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るため、駐車場を設置することを規定しています。

第2条では、自動車の定義を、第3条は、駐車場の名称及び位置を規定しております。第4条では、利用可能な供用時間を、第5条では、利用の制限を規定しております。第6条から第8条では、駐車料金のほか、減額及び還付について規定しています。第9条では、利用における行為の禁止事項を、第10条では、標識について規定しています。第11条では、施設の管理を、第12条から第20条では、指定管理者について規定しています。第21条では、施設破損した場合の破損損害賠償について、第22条では、損害の責任について規定してお

ります。第23条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は大竹駅東口送迎用駐車場を令和6年10月1日、大竹駅西口送迎用駐車場は、令和7年4月1日としておりますが、準備行為として、指定管理者の指定に関する手続、その他、本条例を施行するために必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができるものとするものでございます。

続いて、議案第38号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例については、令和6年3月議会にて議決をいただきましたが、大竹駅西口駐輪場と大竹駅東口駐輪場の設置に係る根拠法が異なるため、根拠法を明記するとともに、それぞれの根拠法に基づき、必要な一部改正を行うものでございます。

また、大竹駅東口駐輪場について位置の表記に誤りがあったため、再度、議会の議決を求めるものでございます。今後このような誤りがないよう、確認作業を徹底いたします。

続いて、議案第39号及び第40号の財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成20年度に整備した高規格救急自動車を更新するものでございます。

初めに、財産の表示で記載しております高規格救急自動車についてですが、救急救命士の資格を有する隊員が救急救命処置を行うために必要な構造及び設備を有した救急自動車となっており、傷病者に対して必要な応急処置を行いながら、医療機関に搬送することが可能となっております。

車両につきましては、消防本部が保有する他の救急自動車と同等のワンボックスタイプのシャーシとなり、新たに感染症対策のために運転室と患者室を区別する隔壁扉を設け、直近更新車両と同様に、搬送時に発生する振動を軽減する防振機能付きのストレッチャー架台を導入し、傷病者の負担軽減を図ります。

車両に積載する主な資機材は、自動心臓マッサージシステム、自動体外式除細動器及び自動解析機能付きの心臓の電氣的な活動や変化を体表面から測定する12誘導心電計でございます。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、車両、救急用資機材ともに、4月4日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、4月4日から4月23日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、5月7日の指名業者審査会の審議を経まして、入札参加業者を決定し、5月16日に入札を執行いたしました。

車両につきましては、2者による入札を執行し、税抜き価格1,860万円で落札した株式会社消防防災広島営業所と5月16日に、納入価格2,046万円で仮契約を締結いたしました。

救急用資機材につきましては、1者による入札を執行し、税抜き価格2,211万8,400円で落札した海井医科器械株式会社と5月17日に、納入価格2,433万240円で仮契約を締結いたしました。

いずれも予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で、報告第7号から報告第9号まで及び議案第37号から議案第40号までの説明を終

わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第7号、報告第8号及び報告第9号の3件は報告事項でございますので、以上をもって終結いたします。

議案第37号及び議案第38号は、生活環境委員会に、議案第39号及び議案第40号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第19〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第41号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案第42号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

○副議長（寺岡公章） 日程第17、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）から、日程第19、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 認第1号並びに議案第41号及び議案第42号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部が令和6年4月1日から施行されました。直ちに、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容ですが、市税の減免に関すること、定額減税に係る個人市民税に関すること、固定資産税に関すること、4点ございますので、順に御説明いたします。

最初に、市税の減免に関する改正でございます。

減免の適用を受けるには、災害があった場合においても、原則、申請書を提出しなければならないと規定していますが、近年の大規模な災害において、被災者、行政側の双方に負担が生じていることから、災害における減免を念頭に、市長が必要と認める場合、申請

書の提出がなくても減免を適用できる旨の規定を設けるものでございます。

次に、国の経済対策として実施される定額減税に関し、個人の住民税所得割額から定額減税額を控除する規定を設けるものでございます。

主な内容は、個人の合計所得金額が1,805万円以下の方が定額減税の対象になること、普通徴収に係る納税通知書に定額減税額及び定額減税額控除後の納税額を記載すること、公的年金所得者の方でこれまで特別徴収の方は、10月分の公的年金所得に係る所得割額から定額減税を行い、令和6年度に初めて特別徴収になる方は、10月からの特別徴収の前の6月、8月の普通徴収から定額減税分の控除が行われること、令和6年度に定額減税の対象とならない同一生計配偶者は、令和7年度で定額減税を実施すること、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除規定の適用後に定額減税分を控除すること、分離課税分となる上場株式に係る配当所得、土地譲渡に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得などに係る所得の所得割額は、定額減税適用前に算出する所得割額に含め、税額算定の最後に定額減税分を控除することを新たに規定するものでございます。

続きまして、固定資産税に関する改正です。

1点目として、令和6年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置について、現行の仕組みを継続しつつ、適用期限を3年延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う景気対策として講じていた特例措置について、適用年度が終了したことにより、削除するものでございます。

2点目として、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、分譲マンションのように各戸区分所有者である場合、マンションの管理組合等から必要書類等の提出があり、一定の要件に該当すると認められる場合、特例を適用できる規定を設けるものでございます。

3点目として、特例措置に係る規定のうち、企業主導型事業所内保育事業に係る特例措置が見直されたことにより、規定を削除するものでございます。

また、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置において、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合を、国の示す参酌基準のとおり7分の6とする規定を設けるものでございます。

4点目として、用途が前年度と異なる宅地等について、当初から変更後の用途とみなす特例措置の適用期限を3年延長するものでございます。

その他、法律が改正されたことによる条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っております。

また、都市計画税条例についても、市税条例と同様に、令和6年度の評価替えに伴う改正並びに地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日を令和6年4月1日とし、固定資産税、都市計画税に関する経過措置を規定しております。

続きまして、議案第41号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局として、新たに大竹木野郵便局を指定しようとするに当たり、同条第3項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

本指定により本市が取り扱わせようとする事務は、戸籍謄本等、住民票及び戸籍の附票の写しなど、印鑑登録証明書、納税証明などの証明書の交付請求の受付及び引き渡しのほか、転出届の受付及び転出証明書の引き渡し、印鑑登録の廃止申請の受付の事務となります。

事務の取り扱い期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとし、当該期間満了の3カ月前までに、本市、日本郵便株式会社のいずれも事務の取り扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、取り扱い期間をさらに1年延長し、以後も同様といたします。

続きまして、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について提案理由の御説明を申し上げます。

阿多田島郵便局に関して、平成28年6月27日に議決された大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、取扱事務の範囲等を大竹木野郵便局の取扱事務に合わせる形で変更するため、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

取扱事務の変更内容は、現在実施している公的証明書の交付事務について、これまで対応していなかった住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの請求を可能といたします。

また、転出届の受付及び転出証明書の引き渡し、印鑑登録の廃止申請の受付を追加いたします。

変更後の事務の取り扱い期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までとし、当該期間満了の3カ月前までに、本市、日本郵便株式会社のいずれも事務の取り扱いを廃止する旨の意思表示がないときは、取り扱い期間をさらに1年延長し、以後も同様といたします。

以上で、認第1号並びに議案第41号及び議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

議案第41号及び議案第42号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和6年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての  
請願

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第20、令和6年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和6年請願第1号は、総務文教委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月19日から6月27日までの9日間、休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、6月19日から6月27日までの9日間は休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月19日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、6月20日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、順次、生活環境委員協議会、生活環境委員政策研究会を、6月21日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、順次、広報広聴特別委員会、小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。特

に書面による御通知はいたしませんので、御参集をお願いをいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

6月28日は、午前10時に開会をいたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

1 2 時 2 8 分 散会

( 6 . 6 . 18 )

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月18日

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 岡 和 明

大竹市議会議員 小 出 哲 義